

## 旭川市こども計画策定部会【概要】

### 1 旭川市子ども・子育て審議会

#### (1) 設置目的

旭川市の子ども及び子育てに係る施策に関する事項を調査審議するために設置

#### (2) 設置根拠

旭川市子ども・子育て審議会条例第 1 条

#### (3) 組織

- ・ 審議会委員は 20 人以内を持って組織する
- ・ 児童の福祉その他子どもに係る事業に従事する者、学識経験者、関係行政機関の職員、公募に応じた者とする。
- ・ 特別の事項を調査審議させる必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる

### 2 旭川市こども計画策定部会

#### (1) 設置根拠

○旭川市子ども・子育て審議会条例

第 7 条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

○旭川市子ども・子育て審議会条例施行規則

第 2 条 条例第 7 条の部会は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名する者で組織する。

※子ども・子育て支援法第 72 条に基づく市町村等における合議制の機関を兼ねる。

#### (2) 審議事項

旭川市こども計画の策定に関すること。

#### (3) 委員構成（案） 11 人

所属団体等

- 北海道旭川児童相談所
- 旭川市青少年育成部連絡協議会
- 旭川市小学校長会
- 北海道教育大学旭川校
- 旭川私立幼稚園協会
- 旭川市立大学
- 旭川小児科医会
- 旭川産婦人科医会
- （公社）旭川民間保育所相互育成会
- 公募委員

※審議会の臨時委員である旭川市立大学

### 3 策定スケジュール（案）

令和6年	8月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■令和6年度第1回 旭川市子ども・子育て審議会開催</li> <li>・計画策定について諮問→策定部会の設置, 審議を決定</li> <li>・会長から策定部会委員の指名, 決定</li> </ul>
	9月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回策定部会</li> <li>・国の動向や市の現状等</li> <li>・こども計画の方向性について確認, 骨子案について審議</li> </ul>
	10月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2回策定部会</li> <li>・こども計画素案について検討</li> <li>・個別の取組の目標や指標について検討</li> </ul>
	11月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3回策定部会</li> <li>・こども計画案について審議</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul>
	12月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>■令和6年度第2回 旭川市子ども・子育て審議会開催</li> <li>・こども計画案について報告</li> </ul>
令和7年	1月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4回策定部会</li> <li>・パブリックコメントの実施結果について報告</li> <li>・こども計画の最終案について審議</li> </ul>
	2月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>■令和6年度第3回 旭川市子ども・子育て審議会開催</li> <li>・部会の審議結果を審議会に報告</li> <li>・審議会から市への答申</li> </ul>